自主的避難等対象区域(小野町)に居住していたが、夫が福島市渡利地区に転勤することになったため、妻子が平成23年10月に福島県外に避難し、夫が同地区に単身赴任をした事案において、平成25年12月末までの避難費用、二重生活に伴う面会交通費及び生活費増加費用並びに避難雑費等が賠償された事例。

# 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり、和解する。

#### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記記載の損害項目(但し、下記記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 損害項目

平成23年分(期間:平成23年3月11日から同年12月末まで)

① 中間指針追補に基づく精神的損害 480,000円

② 中間指針追補に基づく生活費増加費用等 880,000円

平成24年分(期間:平成24年1月1日から同年12月末まで)

③ 避難費用(謝礼) 600,000円

④ 避難費用(面会交通費) 537,600円

⑤ 生活費増加費用(二重生活費用) 360,000円

⑥ 避難雑費 480,000円

平成25年分(期間:平成25年1月1日から同年12月末まで)

(7) 避難費用 (謝礼) 600,000円

⑧ 避難費用(面会交通費) 537,600円

⑨ 生活費増加費用(二重生活費用) 360,000円

⑩ 避難雑費 480,000円

## 第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目(但し、同項記載の期間に限る。)についての和解金として、申立人らに対して金5,315,200円の支払義務があることを認める。

#### 第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金1,360,000円を支払済みであることを確認する。

#### 第4 支払方法

(省略)

### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項の損害項目(但し、同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、

第1項記載の損害項目④、⑧ (面会交通費) 及び⑥、⑩ (避難雑費) については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

# 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人らが署名押印し、また被申立人が記名押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年2月3日

(仲介委員 尾野恭史)